

指定管理者労働条件モニタリングの実施結果について

1 実施の概要

一次モニタリングでは、指定管理者の主な労働社会保険諸法令の順守状況、労働条件や労働環境、社会保険の適用状況等の実態調査を行い、二次モニタリングでは、実態調査の結果を踏まえ、その後の改善状況の確認を行った。

人事・労務関係法令等の遵守状況についての詳細な状況確認や、より適正な労務環境整備に向けたきめ細かな助言がなされた。

また、指摘に対する改善方法についても具体的な助言がなされたことで、適切な改善が図られた。

2 実施対象施設

施設名	指定管理者
白山交流館及び千駄木交流館	(株)オーエンス
文京総合体育館外6スポーツ施設	東京ドームグループ・ミズノ共同事業体
目白台運動公園	目白台運動公園パークアップ共同体
肥後細川庭園	肥後細川庭園パークアップ共同体
根津総合センター（根津児童館・根津交流館） 目白台総合センター（目白台第二児童館・目白台交流館）	NPO 法人ワーカーズコープ

3 調査対象期間及び実施完了日

(1) 一次モニタリング

施設名	調査対象期間	実施完了日
白山交流館及び千駄木交流館	令和元年5月～9月	令和元年9月6日
文京総合体育館外6スポーツ施設	令和元年5月～8月	令和元年8月27日
目白台運動公園	令和元年5月～8月	令和元年8月28日
肥後細川庭園	令和元年5月～8月	令和元年8月30日
根津総合センター（根津児童館・根津交流館） 目白台総合センター（目白台第二児童館・目白台交流館）	令和元年5月～9月	令和元年9月10日

(2) 二次モニタリング

施設名	調査対象期間	実施完了日
白山交流館及び千駄木交流館	令和元年9月～12月	令和2年1月31日
文京総合体育館外6スポーツ施設	令和元年11月～令和2年2月 令和元年12月～令和2年3月	令和2年3月16日
目白台運動公園	令和元年9月～11月	令和2年1月31日
肥後細川庭園	令和元年9月～11月	令和2年1月31日
根津総合センター（根津児童館・根津交流館） 目白台総合センター（目白台第二児童館・目白台交流館）	令和元年9月～11月	令和2年1月31日

4 調査の方法

(1) 一次モニタリング

- ア 資料の事前調査
- イ 指定管理者が運営する施設における実地調査
- ウ ヒアリングの実施

(2) 二次モニタリング

- ア 提出された改善報告書並びに書類に基づく、一次モニタリングにおける指摘事項の改善状況の確認

5 主な指摘内容及び改善状況

事業者名	主な指摘内容	改善状況
(株)オーエンス (白山交流館及び千駄木交流館)	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則について、事業場での備付けがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則を事業場に備え付けられたことを確認した。
(株)東京ドームファシリティーズ (株)東京ドームスポーツ ミズノ(株) (文京総合体育館外6スポーツ施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の労働時間について、出退社時間と賃金計算の各システムに齟齬がみられる。 ・一部の施設において、衛生管理体制が不十分であった。 ・36協定書が事業場に即した内容となっておらず、労働者代表は、管理監督者以外からの選任をする必要がある。 ・有給休暇の付与基準について就業規則からは読み取れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金計算における労働時間は、直近の出勤日の労働時間について、各労働者に確認をした上で、労務担当責任者が承認・集計をしているため、出退勤時間と賃金計算における労働時間の集計が合わない場合がある旨の回答があり、労務管理が適切に行われていることを確認した。 ・衛生管理者又は衛生推進者の選任、周知を行い、また、産業医による月1回の巡回を行うこととした旨の報告があり、適切に改善されたことを確認した。 ・事業場に即した内容で36協定書を作成し、事業場に備え付けられたことを確認した。 ・提出された書類から、有給休暇の管理がなされていることが確認できたものの、アルバイト社員について付与基準が読み取ることができなかった。今後、就業規則に規定する等検討されたい。

事業者名	主な指摘内容	改善状況
(一財) 公園財団 日本体育施設株 (目白台運動公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則及び3 6 協定書について、事業場での備付けがない。 ・衛生推進者の選任及び周知がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則及び3 6 協定書について、事業場に備え付けられたことを確認した。 ・衛生推進者の選任及び周知がなされた旨の報告があり、適切に改善されたことを確認した。
(一財) 公園財団 株西部造園 (肥後細川庭園)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金台帳と年次有給休暇について、2人の確認ができなかった。 ・3 6 協定書の労働者代表者選出方法が不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式で調整されていることを確認した。 ・有期契約労働者も含めた全員を対象に立候補を募り、選出したことの報告があり、適切に選出されていることを確認した。
(特非) ワーカーズ (根津総合センター及び目白台総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・3 6 協定書の届出については、有効期間内に届け出る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回以降については有効期間内に届け出を行う旨の報告があった。